

## 川崎市ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

**中卒者、高校中退者等**の母子家庭の母、父子家庭の父又はその家庭の子どもに対し、より良い条件での就業や転職に向けた学び直しを支援するため、給付金を支給します。

### 制度を利用できる方

川崎市にお住まいの20歳未満の子を養育する母子家庭の母又は父子家庭の父及びその家庭の20歳未満の子で、次の①から③のすべてを満たす方

- ① 所得が児童扶養手当支給水準の方
- ② 過去に各給付金を受給していない方（申請は1回のみ）
- ③ 適職に就くために必要と認められる方

※高等学校卒業者及び大学入学資格検定・高卒認定試験合格者など既に大学入学資格を取得している方は、対象外です。

### 対象講座



高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座で、川崎市長が適当と認めた講座が対象です。

### 給付金の内容

「受講修了時給付金」として本人が支払った受講料等の2割相当額（上限10万円、下限4千円）を、また、「合格時給付金」として本人が支払った受講料等の4割相当額（受講修了時給付金との合計が15万円を超える場合は合わせて15万円が上限）を支給します。

### 講座指定申請・支給申請について

#### 1 講座指定申請

講座申込みの2週間前までに、母子・父子福祉センターサン・ライブにて、プログラム策定員と面接の上、講座指定申請手続きをします。

【必要書類】

- ① 児童扶養手当証書（受給していない方は市県民税の課税・非課税証明書）
- ② ひとり親家庭の親と子の戸籍謄本（全部記載）
- ③ 世帯全員の住民票（全部記載）
- ④ 受講講座のパンフレット等
- ⑤ 養育費に関する申告書（母子・父子福祉センターにて御説明します。）

#### 2 支給申請

(1) 受講修了時給付金：講座修了後30日以内に、こども家庭課に支給申請手続きをします。

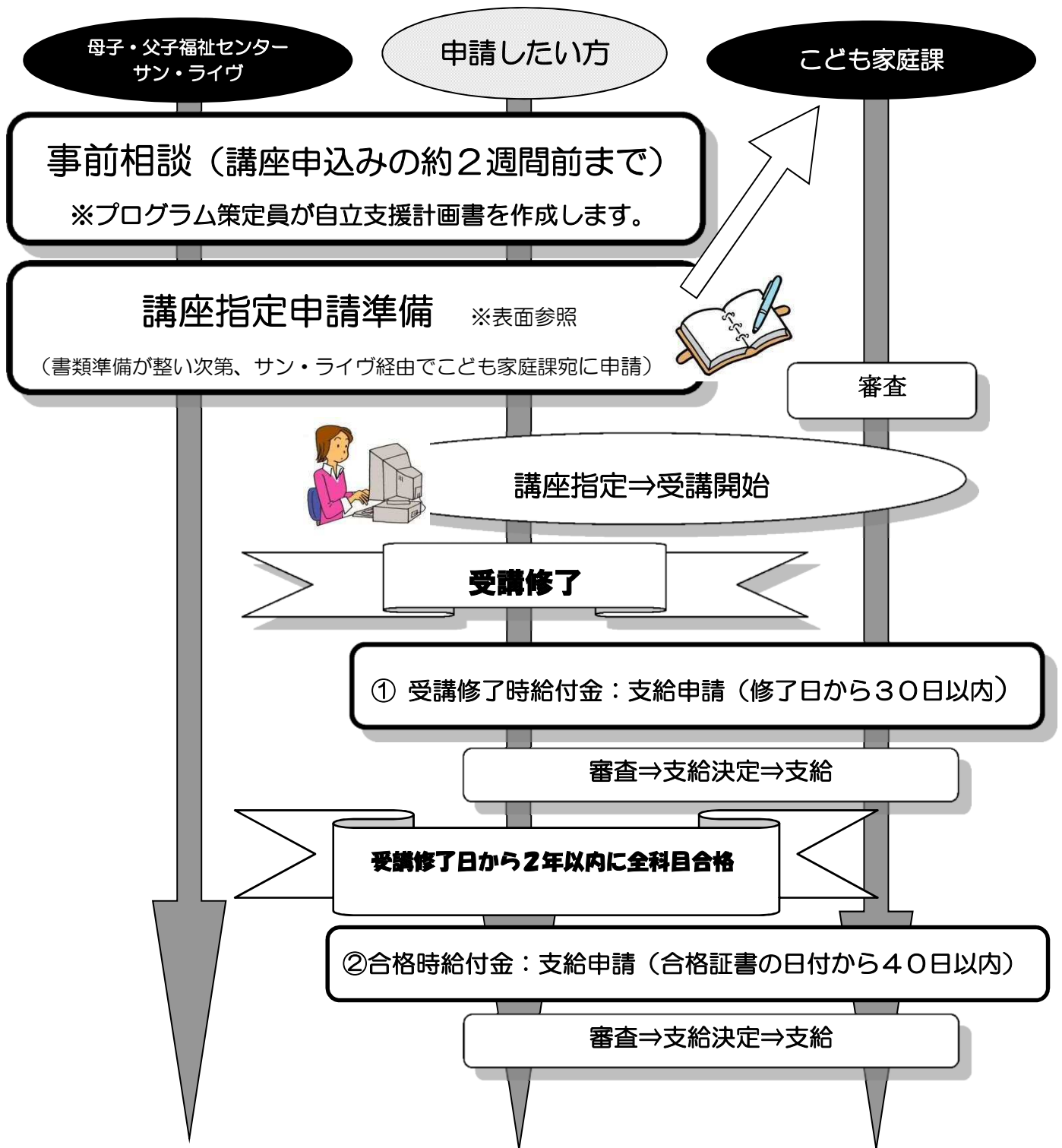
【必要書類】 ① 支給申請書 ② 講座修了証の写し ③ 講座領収書の原本（訓練施設名、受講者氏名、講座名、領収額、領収日、領収印の記載があるもの）※後日返却します。

(2) 合格時給付金：合格証書に記載されている日付から40日以内に、こども家庭課に支給申請手続きをします。

【必要書類】 ① 支給申請書 ② 文部科学省が発行する合格証書の写し



# ～受講修了時給付金等受給までの流れ～



※ **ご注意ください！** それぞれの期間内に申請がない場合は支給できません。

申請や事前の御相談については 母子・父子福祉センター サン・ライブ

〒211-0067 川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話：044-733-1166 まで

審査関係のお問合せは こども未来局こども家庭課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話：044-200-2672 まで